

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日は、  
が休業日  
の翌日)

## 目 次

### ◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

鳥取県農村地域工業導入促進審議会条例及び農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(企業立地課・税務課)

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(都市計画課)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(建築課)

## 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県条例第二十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第八項中「(農用地開発公団が農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)により行う同法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む。)」を削り、同条第九項中「「保留地予定地」を「保留地予定地等」」に、「保留地予定地である土地について」を「保留地予定地等である土地について」に、「又は」を「若しくは」に、「同日」を「当該公告の日」に、「取得する当該保留地予定地」を「取得する当該保留地予定地等」に改め、「締結されたとき」の下に「又は当該公告の日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたとき」を加え、「当該契約」を「それらの契約」に、「当該保留地予定地である土地の取得」を「それらの保留地予定地等である土地の取得」に、「みなし、当該保留地予定地」を「みなし、それらの保留地予定地等」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六十一条第九項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

鳥取県農村地域工業導入促進審議会条例及び農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十四号

鳥取県農村地域工業導入促進審議会条例及び農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県農村地域工業導入促進審議会条例の一部改正)

第一条 鳥取県農村地域工業導入促進審議会条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県農村地域工業等導入促進審議会条例

第一条中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域工業等導入促進法」に、「農村地域工業導入基本計画及び農村地域工業導入実施計画」を「農村地域工業等導入基本計画及び農村地域工業等導入実施計画」に、「工業の」を「工業等の」に、「鳥取県農村地域工業導入促進審議会」を「鳥取県農村地域工業等導入促進審議会」に改める。

(農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部改正)  
第二条 農村地域工業導入地区における県税の課税免除に関する条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例

第一条中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域工業等導入促進法」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「同条第一項の実施計画」を「実施計画(同条第一項又は第二項に規定する実施計画をいう。以下

同じ。)」に、「工業導入地区のうち農村地域工業導入促進法施行令(昭和四十六年政令第二百八十号)第五条」を「工業等導入地区のうち農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令(昭和六十三年自治省令第二十六号。以下「自治省令」という。)」第一条に、「製造の事業」を「工業等(法第二条第二項に規定する工業等をいう。以下同じ。)」に改める。

第二条中「製造の事業」を「工業等」に改め、同条第一号中「製造事業用設備(一の工業生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。))でこれを構成する減価償却資産(法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下同じ。))の取得価額の合計額が二千二百万円を超えるものをいう。以下同じ。)」を「自治省令第二条に規定する工業等の用に供する設備(以下「対象設備」という。)」に、「第十二条第一項又は第四十五条第一項」を「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号」に改め、「受ける設備」の下に「(展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。)」を加え、「農村地域工業導入促進法施行令第六条第一号の額の計算に関する省令(昭和四十六年自治省令第二十一号)」を「自治省令第四条」に改め、同項第二号中「製造事業用設備」を「対象設備」に、「第十二条第一項又は第四十五条第一項」を「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号」に改め、「受けるもの」の下に「(展示場用の建物を除く。)」を加え、「法第五条第一項の」を削り、同項第三号中「製造事業用設備」を「対象設備(倉庫業の用に供するものを除く。)」に、「第十二条第一項又は第四十五条第一項」を「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の」

第二号」に、「法第五条第一項の」を「展示場用の建物に係るものを除くものとし、」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例第二条の規定は、昭和六十三年六月十八日以後に新設され、又は増設される設備を工業等の用に供する場合について適用する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号を次のように改める。

二 農用地整備公団

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

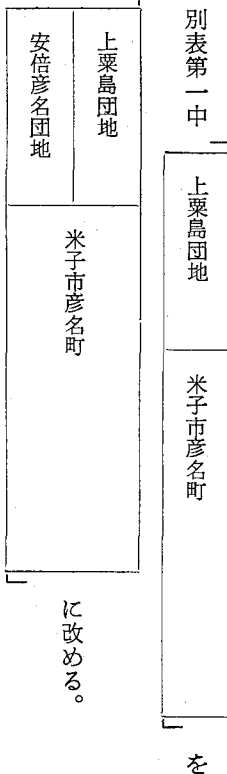
昭和六十三年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中



に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。